

令和6年第2回大町町議会（定例会）会議録（第2号）							
招 集 年 月 日	令和6年6月10日						
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和6年6月12日	午前9時30分	議 長	諸 石 重 信		
	延 会	令和6年6月12日	午前11時55分	議 長	諸 石 重 信		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	
	1	諸 石 重 信	○	5	山 下 淳 也	○	
	2	三 根 和 之	○	6	早 田 康 成	○	
	3	北 沢 聡	○	7	三 谷 英 史	○	
	4	江 口 正 勝	○	8	藤 瀬 都 子	○	
会議録署名議員	5 番	山 下 淳 也		6 番	早 田 康 成		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事 務 局 長	坂 井 清 英		書 記	田 島 宏 隆		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	水 川 一 哉		副 町 長	内 田 学		
	会 計 管 理 者	井 上 精 一		教 育 長	尾 崎 達 也		
	総 務 課 長	井 原 正 博		総 務 課 参 事	亀 川 修		
	企画政策課長	藤 瀬 善 徳		町 民 課 長	宮 崎 貴 浩		
	町 民 課 参 事	副 島 徳 二 郎		子 育 て ・ 健 康 課 長	前 山 正 生		
	福 祉 課 長	釘 本 あ ゆ み		農 林 建 設 課 長	吉 村 秀 彦		
	教育委員会事務局長	井 手 勝 也					
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和6年6月12日

日程第1 一般質問

1. 職員給与等の見直しについて (三谷英史議員)
2. 複合施設の建設予定地の課題について (三谷英史議員)
3. 町長の政治姿勢を問う (三谷英史議員)
4. 保育士の人員確保について (北沢 聡議員)
5. 情報公開と知る権利と守秘義務の関連性について (江口正勝議員)
6. 大町温泉ひじり乃湯の利用料金と町バスの停留所設置 (江口正勝議員)
について

午前9時30分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和6年第2回大町町議会定例会2日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（諸石重信君）

日程第1. これより一般質問を行います。

一般質問は、通告書により順次質問を許可いたします。7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

7番三谷でございます。本議会におきましては、職員給与の見直し、それと、大町スポーツセンターの建設予定地の課題等々について、3点準備をしております。

まず、1点目について質問をいたします。職員給与等の見直しについて。

令和5年4月1日現在における県内の市町のラスパイレス指数が公表されております。ラ

スパイレス指数とは、御案内のとおり、国家公務員の給与水準を100とした場合に、自治体がどの水準に位置しているかを示す数値で、100よりも多かったら自治体の給与が高く、そして、100よりも下回っておれば、その自治体の給与水準が低いということを示す数値でございすけれども、令和5年4月1日現在におけるラスパイレス指数を見れば、本町は95.4%と、県内におきます町の平均97.7%を下回っております。見てみますと、県内の町では最低の水準にあらうかと思われます。

これは、過去、町の財政が深刻な状況のときに、行財政改革によって職員に求めた負担がその後も引き続いてきて、今現在こういうふうな状況になってきているんじゃないかというふうに思われます。

そこで、今現在、町の財政も当時のような深刻な状況を脱しております。そして、今現在、社会経済を取り巻くこの情勢、環境、新聞等々、マスコミ等々いろいろ公表されておりますけれども、企業経営者を含めまして、人件費に関する考え方も大分変わってきております。そういうことを踏まえまして、職員の士気を高めるために、また、職員採用という観点から見直す時期に来ているのではないかというふうに考えます。あわせて町の監査委員の報酬もどうかと、かなり低い水準にあらうかと思っております。

したがいまして、この特別職の報酬の改定も検討してはどうかというふうに考えております。報酬審議会の意見を聞いてはどうかというふうにも考えておりますので、その辺の御所見、御見解をお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

おはようございます。

まず、1問目ということで、三谷議員の御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。職員給与等の見直しということでございます。

本町では、平成18年4月、国の改正に合わせて給与改定を行っておりますが、その後は人事院勧告を参考にしながら給与のベースアップを実施してきております。職員給与につきましては経常的な経費であり、給料を引き上げた場合、その後、毎年度継続した予算の確保が必要になりますし、財政構造の弾力性を判断する上での一つの指標となる経常収支比率に直接影響が出てくることも頭に置いておかなければなりません。

町の財政面では、町が増収に力を入れているふるさと納税による収入増等もあり、現時点では危機は脱していますが、余裕があるという状況ではありません。

御存じのとおり、ふるさと納税寄附金は、寄附者の御希望に沿った使用目的が決まっており、子育てや教育、福祉や町づくりなどに活用させていただいており、職員の給与に充てられるものではないということは御理解をいただきたいと思います。また、交付税など、国の方針により変動する依存財源の割合も大きいこともあり、経常経費の増加に連動する給与改定には慎重に対応する必要があります。

ただ、町域面積や人口、財政規模等の他市町との比較も勘案しながら、国家公務員との比較も含めて、私の責務の範疇にあることはやらなければならないと思っておりますし、私が町長に就任してからは、人事院勧告は尊重をしてきております。

御指摘の職員採用の観点からは、採用申込状況や給与見直しによる在職者との均衡、公平性を保てるかなども含め、調査研究していきたいと思いますが、地方公務員法では、職員の人事評価が義務づけられており、成績主義による評価により、任用、給与、分限等、能力、実績による人事管理が求められています。これは組織全体の士気高揚、個々の能率アップを図り、住民サービスの向上を目指すものでございます。

また、ラスパイレス指数については、対象職種の職員構成や派遣職員の数でも変化をしますし、今後は、民間主要企業等の賃上げの影響も中小企業や公務員給与等のベースアップにつながってくるものと考えております。

次に、特別職の報酬の改定検討ということですが、他市町の状況と比較、確認をさせていただき、今後の対応を検討したいと考えます。

ここで、逆にちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（諸石重信君）

はい。水川町長。

○町長（水川一哉君）

特別職には議員の報酬も含まれているのかということをお聞きしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

まず、ちょっと反問権という形で、反問権の使い方、時間がかかるからあんまり言いたくはない。何か反問権の使い方がちょっと観点が違うんじゃないかというふうに私は考えるんですよね。ちょっといいでしょう。時間がかかりますから、また別の機会に。

議員も特別職ですから、含まれております。町長の所見は十分に分かりました。

そしてまた、町長の考え、今現在、行政のトップとしてそういうふうなお考えを持っておられるということで、それは十分理解して、そしてまた、その意見というものは尊重すべきだと、この点に関しては思っております。分かりました。

引き続きまして、2点目。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

引き続きまして、2点目の複合施設の建設予定地の課題という形で質問いたします。

スポーツセンターを中心として、子育て支援などの多目的な複合施設の建設を計画されているようでございますが、この建設予定地の周辺住民の方々からいろいろな不安の声が寄せられております。私自身多くの皆さん方の声を耳にしております。

その不安の声は——ちょっと私はと思いますが、何か住民説明会の機会が少ないんじゃないかと。こういう住民説明会の機会が少ないことで十分な情報を町民の方々が得られていないということに原因があるのではないかというふうに私自身考えております。

この建設予定地、当初の説明では、磯路町の火災跡の住宅を撤去して、そして、その焼け跡の土地を中心として、空き家対策の一環として、その土地に複合施設を建設するという説明でありました。ところが、これは町民の方々がおっしゃるんですけれども、前回行われた説明会では、磯路町の空き家が多く存在している地域がその対象から外され、多分これは東側の住宅街、旧炭鉱住宅街を指しておられると思うんですけれども、磯路町の空き家が多く存在している地域が対象から外され、また、一戸建て住宅の一部についてもその対象から外されていると。そして、その代わりに、北側に位置している店舗がいつの間にか対象地域という形で追加されて対象地域になっていると、こういう説明があったと。そして、こういう対象地域の変遷によって、周辺地域にお住まいの皆さん方は心配されているんですけれども、

いろいろな影響が出ている。そして、そのことに対して、地域住民に十分な説明がされていない、そのことで心配もしており、また懸念もしているということでございました。

周辺対象地域の方々がおっしゃるには、そもそも磯路町の住民からすれば、現在、今住んでいる住民を立ち退かせてまで、なぜこの土地に複合施設を造らなければならないのかという素朴な疑問を持たれております。緊急用の道路が必要だから道路を設置するとか、大型車両が通るためにはどうしても必要ということで、道路の幅、いわゆる拡幅するとか、そういう、より公益性の高い社会資本を整備するということであれば納得はいくと。また、建設予定地がほかにはないということであれば理解もできるけれども、我々としてはそのようには思っていないということでございます。

さらには、敷地が足らなくなったために、周辺地域の現に居住されている住宅や店舗まで買収して、多額の買収費用を投じてまでも、そして、いろいろと水の心配がある地域にもかかわらず、あえてこの地域に複合施設を造る必然性に関して理解ができないと、そういう町民の声があります。

そこで、このような周辺地域住民の皆さん方の声を受けまして、次の点について今後どのような対策を講じられるのかについて質問いたします。

まず1点目として、ちょっとお話ししましたけれども、対象が当初の説明から大きく変更されていると。何でこんなに大きく変更されたのか、その理由についてまずお伺いをしたいと。

そして2点目といたしまして、今申し上げました、多分あそこの東側のことだと思うんですけれども、対象から外されている空き家が多く点在している住宅地域、住まれている方はかなりの高齢者という形で、近い将来、空き家を解体する必要性が生じると。そしたら、この空き家の解体のために、いわゆる車両や重機を入れる必要がある。しかし、この施設建設により、それが塞がれるんじゃないかという心配がされております。

そこで、重機や車の進入路というものは確保されるのかということについてお伺いをいたします。

そして3点目に、同じように一戸建ての住宅におきましても、車の進入路がなくなるんじゃないかということをお心配されている方もいらっしゃると思います。そういう方々に対する進入路ですけれども、確保されるのかどうか。

そして、あの地域にお住まいの方は水のことを大分心配されております。大町町民は水に

対しては非常に神経質、ナーバスになっておりますので、この施設が建設されることによって周辺地域の浸水の危険性が増すということを大分心配されております、危惧されております。このことに対して、どのような対策が講じられるのか。

そして5点目といたしまして、この地域における施設建設のために、ちょっと私から言う、余計なお金がかかるわけですが、その必要となる用地取得費、浸水対策工事費、どのくらい見込んでいるのかについてお伺いをいたします。

そして6点目、この複合施設が浸水した場合、災害が起きた場合の緊急避難施設として指定され、そこで活用されるのかどうかということについてお尋ねをします。

そして7点目としまして、町民の間には、港町のスポーツセンターの跡地に建て替えればいいんじゃないかという多くの意見があります。そしてまた、町の公民館がありますけれども、町の公民館を建て替える際に併設して造ればいいんじゃないかと。また、町の公民館、広大な敷地もありますので、その敷地内に建設すれば事済むんじゃないかと、こういう声が多くの中にある。そこで、なぜこういったふうな選択肢というのを採用されなかったのか、その理由についてお伺いをいたします。

そして8点目としまして、当初、あの地域に複合施設を建設するということで、あの土地を選択する理由として、国道34号のにぎわい創出ということで住民の方にも説明されているみたいです。議会、我々にもそういうふうな説明がございましたけれども、今現時点となってみれば、この国道34号のにぎわい創出と候補地選定とどう関わってくるようになっているのか、今現時点です。

最後ですけれども、今後の対象地域、磯路町の住民説明会の開催。町民の方が、先ほど申し上げました道路の進入路の確保、また浸水対策について心配をされておりますので、その心配を解消するために十分な説明が必要になろうかと思っておりますので、今後、説明会の開催をどのように考えておられるのか。

以上、質問をいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、スポーツ愛好者待望のスポーツセンター再建につきましては、2度の水害やコロナの影響もあり、結果、大きな遅れとなったことにつきまして、誠に申し訳なく、この場をお

借りしておわび申し上げます。

お尋ねの複合施設の建設につきましては、適合する町有地がない中、個人の大切な財産の買収に係る用地交渉等になり、非常にデリケートな部分がある一方で、町として議会に対する説明責任を果たす必要もあることから、情報の取扱いに留意していただくことを前提に、これまで数回、町の考え方や場所、面積等、エリア図も示しながら、そして、私が直接用地交渉に当たりながら進めていることも含め御理解をいただき、進捗状況の説明をさせていただいていたところです。

冒頭、開会の挨拶でも申し上げましたが、概略のイメージとしては、スポーツ、子育て拠点、コミュニティーの場の3本の柱をコンセプトに、人が集う施設にすることにより、地域の活性化拠点づくりを目指します。

建設候補地につきましては、避難所としての機能を有することから国道より北側を考慮しておりますが、新武雄病院から寄附をいただいた旧町立病院敷地では形状的に、そして面積的にも難しく、公式でのバレーボールコート等は縦に1つしか取れないなどの課題もあり、現時点では、国道34号からのアクセスがよい町道土場線沿いの磯路町、恵比須町の一部と、町が整地した以降はそのままの状態になっている磯路町の火災跡地を含め、5,500平方メートルに加え、旧町立病院敷地の一部を大きな大会などの駐車場として使用できればと考えております。このことについては議会にも説明をしてきたところでございます。

当該地区の皆様には数年前からお話をさせていただき、大変御迷惑をおかけしており、申し訳なく思っておりますが、移転をお願いする対象エリアの皆様には町の計画に御理解をいただき、苦渋の決断を持って前向きに考えていただいております、おおむねの承諾を得ているところです。

当初、耐用年限が迫っている公民館の併設も考えておりましたが、私が直接話をさせていただいた4度の地元説明会や2度の意向調査を踏まえますと、住み慣れた場所を離れたくないという切実な思いが伝わり、私も強制収用、駆け引きはしないなどのお約束の下、できるだけ地元住民に迷惑をかけないように、今回の計画では広大な敷地が必要となる公民館の建て替え、併設は考えず、最小限の範囲で進めていくことを決定し、議会にもお話をさせていただいております。

対象地区から一部を外すとか、いつの間にか増えているというようなことは一切当たらないと思っております。まだ何も決定したわけではないということを御理解いただきたいとい

うふうに思います。

これらのことを勘案し、本年度はまず副町長を会長として、所管課及び各分野からの町民代表で構成する建設検討委員会を立ち上げ、本年度中に議員の皆様の意見を踏まえ、場所の決定と基本構想、基本計画の策定を終えたいと考えています。その後、事業認定や補助金、交付金、過疎債申請等の事務手続及び基本設計等の策定を経て建設という流れになろうかと考えており、スピード感を持って取り組んでいきます。

そこで質問ですが、三谷議員は、不安の声は説明会が少ないからだと考えておられるようですが、もちろんこれで十分だとは思っておりません。先ほども申し上げたとおり、これから町民代表を含めた建設検討委員会の中で様々な課題や不安、要望等をいただき、協議を重ね、構想がまとまり次第、当然パブリックコメントの中でも町民一人一人の御意見を募集していくことになります。その後、磯路町や近隣地区をはじめ町民の皆様にも説明をしていきます。

ちなみに、地元説明会については、磯路町全世帯を対象に公民本館で2回、磯路町分館で2回、計4回、これは全て私も入って説明をし、お話を聞いてきております。そして、意向調査を2回、移転の対象となった方々のところには、それぞれに誠意を持って重ね重ねお邪魔させていただきました。さらに、近隣の新町や恵比須町1・2班の役員さんにも現時点で話せる範囲でお話しさせていただいており、今後も必要に応じて説明させていただきたいと考えております。

今までの答弁の中でお答えできる範囲でお答えしましたが、もちろん進入路や水害対策、住環境等、建設検討委員会での構想、計画の中での重要な検討事項でありますので、しっかり協議をいただきます。現時点で予断を持っての答弁は控えさせていただきたいと思います。

内水対策の強化については、開会冒頭お話をさせていただきましたけれども、今回の補正予算で、新町、磯路町を経由して六角川に注いでいる境川樋管の排水ポンプ増設のための実施設計業務委託費を計上しており、中島地区の現場樋管ポンプ新設とともに、排水機能の向上を進めることとしております。

建設候補地をめぐっては、不安解消に向けて建設検討委員会の御意見、構想等の公表とともに、先ほども申し上げましたパブリックコメントを参考に、地元の皆さんにお示しをしていきたいというふうに思っており、それをもって解決の方向に向かっていきたいと考えております。

今回、建設検討委員会には議会から代表で2名の議員が推薦をされておられます。三谷議員がメンバーに入っておられないということで残念に思いますけれども、積極的に意見を申し上げていただいて、議会の中で特別委員会なども設けていただければいいんじゃないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

分かりました。

町長、今まで議会にも十分説明して、当然議員として分かっているんじゃないかというふうな最初のあれ、あらっと思ったんですけれども、全てこれからだというお話をお伺いして安心しました。私自身、建設検討委員会には入っておりませんが、今後、議会の場で、今、住民の説明、住民の心配されていること、特に対象地域の住民の方々が心配されること、多くの意見、考えを聞いておりますので、そういうことを含めて、積極的な議論に臨みたいというふうに考えております。今の町長の答弁を聞きまして安心しました。全てはこれからだということ。

1点だけちょっと。公民館の話をされましたけど、公民館はちょっとよく聞き取れなかったんですが、公民館は別に今聞かなくても——分かれば。

○議長（諸石重信君）

公民館の件ですね。水川町長。

○町長（水川一哉君）

公民館については、当初、公民館も含めて複合施設を造っていこうという構想の中で、町立病院から磯路町全体を敷地面積として、エリアとしても考えておりまして、それも含めて、34号沿いのにぎわい創出にもつながるんじゃないかということもそのとき言っておりました。

ただ、今まで数回地元の皆さんの御意見をお聞きする中で、なかなかそこを離れたくないという方もたくさんいらっしゃいますので、その辺のところを勘案した場合、そのエリアについては最小限にやっていこうということで決定したということでございます。

○議長（諸石重信君）

公民館を対象外ということの説明をということでしたけれども。水川町長。

○町長（水川一哉君）

今、議長から言われましたので、ちょっと分かりにくかったかもしれません。

先ほど言ったつもりですけれども、公民館を複合施設として併設した場合は広大な敷地が必要となるということで、町立病院敷地と磯路町を含めて、あの辺一帯をそういう開発地域として考えておりました。

ところが、地元の皆さんの御意見をお伺いする中で、それだけの敷地を確保するのは難しいということを考えましたので、今回、公民館についてはこの計画には入れないということにして、最小限の範囲で複合施設を造っていくということで考えたところでございます。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

ちょっとまたよく分からないんですけど、この件はまた後日、いろいろ議論をしたいというふうに思います。

そしたら、3点目に行きます。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

3点目といたしまして、町長の政治姿勢を問うということでタイトルを上げておりますけれども、私は議会のたびに、町民の皆様方に対して町政に関する情報提供として議会報告を行っております。持ってきております。こういったふうな議会の報告、皆さんにもお配りしているかと思います。一応全戸に入れるつもりですけれども、一部漏れがあるということも承知はしておりますけれども、そういう形で全戸を対象に議会報告を行っております。

この報告の中で、議会で審議された事項でありますとか、審議の内容、状況、また、今現在町政が抱えている課題、さらには、私の政治信条など様々なことを記載しております。そして、この報告は私の議員としての責務を果たすため、また、議員活動、政治活動の一環として行っているものでございます。

政治活動は原則自由で、何ら制約を受けないことは憲法で保障されております。議会報告の内容はもちろん、仮に誤字、脱字、数値の誤りがあっても、その責任は全て私自身に帰属するものであり、そのために、その責任の所在はこの報告書の中に明記をしております。

す。また、町民の皆さんに疑問点、質問、あるいは意見などがあれば、直接私宛てに御連絡
いただくよう、この報告に表記をしております。

そこで、ちょうどこの報告ですけれども、令和6年3月議会において、この報告について
町長から議会宛てに抗議文が出されております。その抗議文の内容、1点目は、この議会報
告の中に事実と異なる発言や不適切な記載があるとのことでございます。

そこで、令和6年3月、議会報告を記載するに当たっての経緯でありますとか記載内容を
振り返ってみました。そしたら、その記載の概要は次のとおりです。

まずは1点目として、地域おこし協力隊の件について記載をしておりますが、この地域お
こし協力隊につきましては、町民の皆様方から次のようないろいろな意見が寄せられました。
たろめんを中心とする町づくりを推進するために採用した地域おこし協力隊の方が、町が借
り上げている事務所で日中は役場の仕事をし、そして、夜にはその事務所で居酒屋を営業し
ているということに関して住民の方は疑問の声を持たれていると。そして、この協力隊の方
は昨年12月に採用されて大町に来た早々、12月中に、来年1月からは居酒屋を営業しますよ
というチラシを出されていると。そのチラシを見た町民の方が、彼らは一体何のために大町
に来たのか、率直な疑問を持たれた。そして、町が事務所として借り上げている場所、いわ
ゆる公の施設である町の事務所で、夜、居酒屋を営業するということに対して疑問の声が上
がったということ。営業は確かに勤務時間外に行われているとしても、仕込みの時間、準備
などを考えれば、果たしてそんなことが可能なのか、果たしてそうなのかという率直な疑問
の声であります。

熱い思いを持たれて協力隊に応募したのであれば、まずはその仕事に専念するべきではな
いか。初めて経験する仕事であればなおのこと、本末転倒にならないのかという率直な意見
でありました。

○議長（諸石重信君）

三谷議員、すみません、よろしいですか。

○7番（三谷英史君）

このような町民の声を基に議会で質問し、その審議の状況を議会報告に記載いたしました。
この記載内容がなぜ事実と異なる発言、あるいは不適切な記載に当たるのか、私自身、到底
理解ができません。

また、抗議文において金額に一部誤りがあるというような指摘もございました。今回、こ

の報告の中の金額が重要な要素とはなっておりません。そこで、それが基で町民の理解、判断に影響を及ぼすというふうには私自身何も考えておりません。誤りがあったことは事実かも知りませんが、その金額の誤りが別に重要な要素ではないんです。町民の判断、理解に大きな影響を及ぼすというふうには思っておりません。

また、抗議文の2点目として、議員が職員に対して違法な行為を強要したという抗議がなされております。この件に関しましては、これはふるさと納税、あと大町ふるさと館の管理運営の委託業務のことを言われているのかというふうに思いますが、振り返ってみますと、ふるさと応援寄附金管理業務委託、また、ふるさと館の指定管理業務の委託、この2つの委託業者の選定につきましては、プロポーザル方式で業者を選定するということでされておりました。

そして、当時、県内においてプロポーザル方式での業者選定をめぐって大きな事件が発生いたしました。この事件を受けまして、業者選定の方式として、今現在普及しているプロポーザル方式には癒着であるとか、不正であるとか、そういうふうなリスクがあるということがマスコミ、その他において指摘をされました。これは、この事件の以前からこういう指摘があったんです。このプロポーザル方式がいろんな要素を含んでから、少しその辺対処して慎重に扱わんといかんという議論はずっとされておりました。私もずっと追っておりましたので。そして神崎市議会議員もこの件について反省の弁も述べておられました。さらには、市議会として、これからこんな取組をした、ああだこうだという、その辺の改善策についても新聞報道がなされておりました。

こういうことを受けて、大町町議会として、行政の監視機関としての議会のチェック機能を十分に発揮するために、今回は特に議会として、私自身、議員としても本腰を入れて、特に慎重審議に努めるという決意でもってこの議会に臨みました。

そこで、次の点に執行部に詳細な説明を求めました。この2つの委託事業を一本化して1事業者に任せるに至った理由は何なのかと、その理由について質問をいたしました。

このふるさと応援寄附金管理運営の委託期間は1年なんです。そして、ふるさと館の指定管理の指定期間は3年。したがって、2つの委託事業の委託期間はそれぞれ違うんです。そういう委託期間が異なるものを、そして、この中身、それぞれ委託内容が違います。委託期間も違う、委託内容が違っていると、今までは2本別々の業者を応募していた、それをなぜ今回1事業者に委託することにしたのかという、その理由を執行部に求めました。

そして次に、プロポーザルでの募集であれば、広く多くのいろんな事業提案を求めるために十分な時間を確保すべきではないか。プロポーザル方式というのは一般の競争入札とちょっと違いまして、例えば、道路を造るとか、会館を造るとかいうときに指名競争入札、今やられておりますけれども、それはいろんな条件を自治体が提示し、そしてまた金額も提示するわけです。細かい条件設定の下に指名競争入札が行われて、大体一番低い金額を提示した方が採択されると。そういうふうな極めて単純な方法ですけれども、このプロポーザル方式というのは、この施設の管理運営を委託しますということで手を挙げられた事業者は、こういう形でもって、こういう内容でもって、こういう会館を運営したいという委託内容を示されるわけです。そしたら、別に金額が仮に多い人だって、委託内容がよければ採用されると、そういう方式なんです。だから、プロポーザル方式で募集するのであれば、広く多くのいろんな事業提案を求めるためには十分な時間を確保すべきではなかったかというふうに私は考えます。それを告知期間と応募期間が並行して2週間。こういうことを計画しています。手を挙げる方はいらっしゃいませんかという期間が2週間。何でこういう短い期間設定をしたのかという、その理由を聞きました。

そしてまた3点目として、決定した業者について、そういった事業者が提案した事業内容のどの点を高く評価してその業者に選定されましたかと、この3つの点を中心に聞きました。そして、このような審議をするに当たって、委員会でもって担当職員に率直に説明を求めました、お伺いをいたしました。このことが職員に対する威圧、パワーハラスメントであるとの指摘がなされておりますが、この指摘については……

○議長（諸石重信君）

三谷議員、答弁の時間を考えてください。

○7番（三谷英史君）

到底理解できない部分でございます。

まとめます。

そこで質問ですが、抗議文において、この議会報告を町長は修正または回収するように要請をされております。私の議会報告活動、政治活動に対して、何の根拠を持って、何の権限を持って、何を目的としてこのような抗議文が出されたのか到底理解ができません。私の政治活動に対する不当な介入ではないかというふうに考えます。その意図するものをお伺いしたいというふうに考えております。

また、この抗議文の中に、議会に対して職員に対するパワハラを防止するための条例の制定を求められておりますが、これは一体何を意味しているんですかと。議会に対する不当な介入ではないかと私自身考えます。町長が出されたこの抗議文、その意図するものをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

三谷議員、今ちょっと私、お声をかけましたが、内容に関しまして、今さっきの騒動の内容ですね、これは3月議会のほうで議決事項でございます。こちらは総務文教委員長であります三谷議員は担当職員の説明を聞き、可決することといたしましたと報告をされておりますので、ここは踏まえておいていただきたいと存じます。

水川町長。

○町長（水川一哉君）

お答えします。

町長の政治姿勢を問うという趣旨の質問のようですけれども、議会報告の修正及び個人発行の議会報告を回収せよと、抗議文は政治活動に対する不当介入ではないかと、意図するものを伺いたい、その根拠は何か、何の権限があるのかという、全く一般質問にはそぐわない質問が出されました。また、それに加えて、議員の職員に対するパワハラ防止条例の制定を求められたのは議会に対する不当な介入ではないか、その意図は何かという御質問です。

まず、先ほどお話をされた中に、本人さんは気づいておられないのかもしれませんが、一部個人攻撃の内容が含まれております。

さて、これらの質問に対し、3つに分けて話をさせていただきます。

まず1つ目として、議員の発言にもあったとおり、これは議員個人の政治活動の問題に関わる質問です。しかし、大町町議会会議規則第60条には、一般質問については、「議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる」と定められています。当然一般事務についてしかできません。基本的に全国の地方議会はそうであると思います。自ら認められているとおり、この質問内容は政治活動に伴う自らの言動に対するもので、弁解、あるいは正当化するための質問かと思われます。まずもって、規則にそぐわない質問だと思いますので、指摘しておきます。

その上で、三谷議員にはこれまでも繰り返しお願い、あるいは抗議をしてきましたが、まずは遵法精神にのっとり、議員として大町町議会の最高規範である大町町議会基本条例及び

会議規則はしっかり守っていただきたいと、ここで再度といいたいでしょうか、何回目になるでしょうか、重ねてお願いをしておきたいと思います。

いつぞやは、あまりにもルール無視の不法な議会運営に、規律やルールを守っていただくよう全議員にお願いをしたときには、それならルールを変えると発言された議員に、前議長であるにもかかわらず、三谷議員はそれに同調されました。開き直りとも取れる不誠実な、不適切発言は今でも忘れておりません。大町町議会基本条例第21条に定められている議員の政治倫理、会議規則第111条、規律、品位の尊重を無視した信じがたい言動がいまだに続いているのかと驚いています。権利を主張する前に、義務を果たせられるべきかと存じます。

2つ目です。話が前後しますが、議員の職員に対するパワハラ防止条例の制定を求めたことに対し、議会に対する不当な介入ではないか、その意図は何かという強い御指摘がありました。

前議会、質疑の中で、三谷議員をはじめ、先ほど種々言われましたけれども、議員の質問に対し、既に答えた上で公開しないことを条件に、町に提出された情報は守秘義務があり、公開することはできないとの答弁をしたにもかかわらず、三谷議員が委員長を務める総務文教委員会で、委員長も含め複数の議員が情報提供を迫ったことは職員に守秘義務違反を強いたことにつながりますし、今後、職員に大きな負担がかかります。これは地方公務員法第34条の違反になります。

そして、町が採用している地域おこし協力隊員に対し、三谷議員自らが個人的な臆測により誹謗中傷したこと、このような議員の立場を利用した言動により、職員及び隊員は威圧を感じ、精神的な苦痛と名誉毀損を訴えています。

さらに遡って、令和4年9月と令和5年3月、議員によるパワハラ防止についてお願いをした経緯があります。これは諸石議長のほか、複数の議員も御存じだと思います。これも三谷議員が議長の立場で所属していた総務文教委員会でのパワハラ疑惑です。当時、複数の議員から執拗な圧力、威圧を感じた職員が鬱状態、自律神経失調症を患い、関わった議員の名前を聞くだけで嘔吐したり、体調が悪くなったり、仕事を辞めたいとまで思い詰める心身異常な状態になりました。私は町長として職員の安全配慮義務を果たさなければなりません。その職員は、それらの議員と一切関わりたくないということで訴えようとはしませんでした。

加えて、大町町には職場におけるハラスメントの防止に関する規定があります。任命権者は、適切な再発防止のための措置を講じなければならないと明記してあります。私は任命権

者として、職員の心身を守るために、まずは議会への忠告として、当時、議長であった三谷議員を含めた議会三役に職員への威圧、パワハラ防止のお願いをしました。その後は、職員が1か月の病気休暇となり、弁護士に相談をした上で、さらに、令和5年3月に全議員に対しパワハラ防止条例の制定を考えてほしいと、あるいは、議員の自覚に期待し、基本条例の中で真摯に対応してほしいと再要請をしました。覚えていますか。三谷議員は、今後このようなことがないように反省し、注意しますと全議員の前で自ら認め、頭を下げられたことです。

繰り返しますが、私には地域おこし協力隊員を含め、職員の安全配慮義務があります。三谷議員は自ら2度にわたって関わっておられることです。今度は開き直って議会への不当介入などと言われ、また放置されるのかと驚くばかりです。反省という言葉、私ははっきり聞いております。

最近、新聞等をにぎわわせているとおり、ハラスメント防止というのは加害者側ではなく、被害者を守ることにあります。本人の自覚の有無にかかわらず、加害者は責任を負わなければなりません。

先日、全議員でこのことについて協議がされたということですが、三谷議員が、自分は威圧的行動は行っていないと、先ほど言われたとおりです——発言されたことを受け、ハラスメント防止条例はつくらないという議会の結論になったと報告を受けました。もうびっくりしました。議長経験者の三谷議員が委員長として主導されている総務文教委員会で何が起きたのか、どのような運営がされているのか、パワーハラスメント、モラルハラスメント等ではなかったのか、虚偽や誇張の委員長報告ではなかったのか、議会においてしっかり調査すべき重要な事件だと思います。場合によっては議会の信用にも関わり、我々執行部との信頼関係も影響する案件だと心配しています。現実には被害を受けた職員がいるということに気づいていただきたい、まず気づくことが自覚につながると思います。

実際ハラスメントがあったからつくるのではなく、ハラスメントを起こさないための抑止力として、そういう意味でつくるのであって、今の時代、女性議員もいらっしゃる上、セクハラについても大きな社会問題となっているにもかかわらず、なぜつくらない方向にこの大町町議会の目が向き、1度ならずも2度までも目をつぶり素通りしようとするのか、その対応が不思議でなりません。

ただ、議長からは、今後は法令や政治倫理、規律の遵守に努め、ハラスメント防止条例に

については引き続き検討するという回答をいただいておりますので、期待をしておきたいと思っています。

ここに、三谷議員からの臆測による批判に対し、議会に抗議に来られた地域おこし協力隊員が活動の拠点とされている事務所の扉に張られたビラを写してきた写真があります。三谷議員に対する精いっぱい抗議だと思いますが、本人の承諾は得ておりますので読み上げます。よろしいでしょうか、議長。

○議長（諸石重信君）

はい。

○町長（水川一哉君）

「三谷議員からの誹謗中傷のビラ配布により、当面、店を開ける気力がありませんので、しばらくお休みいたします」という貼り紙ですね。現在は復帰はされていますけれども、これが事実です。自らの言動を直視していただきたいと思います。

次に、3つ目です。三谷議員の個人の政治活動に対する質問に対し、どこまで答弁するか迷うところでありますけれども、議長からの答弁の指名を受けておりますので、お答えさせていただきます。

個人の政治活動に対する不当介入ではないかという御指摘です。逆にどこに不当介入と言われる根拠があるのか聞きたいぐらいです。

政治活動の妨害、不当介入というのは、まず、暴力や脅迫、虚偽情報の拡散、選挙妨害、不当行為で政治的な利益を得ようとする行為などが考えられます。

今まで話したことを含め、町長としての抗議文がどこに当てはまるのかということですが、三谷議員は既に議会の委員長報告で発言をされていますし、「令和6年3月議会報告、三谷英史」という、先ほど見せられたチラシも町民に配布をされたことです。議員の政治活動は妨害されることなく達成されています。

ちなみに、会議規則第63条、会期中の発言は、趣旨を変更することはできないと規定があります。だからこそ、その内容に間違った情報、事実と異なる内容があったこと、それが町民に拡散したこと、それから、地域おこし協力隊への個人の臆測による誹謗中傷により、隊員が精神的な苦痛を感じ、議会に直接名誉を汚されたと名誉毀損を訴えられたこと、この訴えに対し三谷議員からは謝罪はなく、発言やチラシへの記載の根拠の説明もない。訴えの原因者にもかかわらず、何の対応もされていないと聞いており、これが先ほど申し上げられた

三谷議員の責任の取り方かと、私にはまたしても開き直りにしか見えません。

さらにさらに、三谷議員の議会報告チラシについて、名前を承諾なしに使われた山下議員も議会報告の内容に事実と異なる部分があると異議を唱えられています。山下議員には、名前を出すことに同意を得ていますが、そこに無断で名前を使用された上に間違った情報を町民に発信したことへの怒りの念も感じました。三谷議員の発言、議会報告のチラシの発行がどれだけの人に影響を与えたのか、これらの全ての事情を踏まえ、真摯に対応していただきたいという一心から抗議したということを御理解ください。

抗議文書は議長宛てに送付しています。議長宛てに送付した理由は、議会本会議での三谷議員の委員長報告での発信でもあり、協力隊員の訴えを議長、議運委員長が対応されたということからです。

私の抗議文の内容の一部です。議会運営に係る秩序保持、政治倫理、住民への正確な説明責任等、真摯に対応されるよう求めています。特に、地域おこし協力隊員に対する臆測による批判は名誉毀損、侮辱罪及び偽計業務妨害等のおそれもあり、責任を自覚し、厳に慎むよう求めています。具体的に事実と異なる発言、不適切な記載等を指摘し、チラシの回収を求めています。

先ほども申し上げましたとおり、この質問は規則にそぐわない質問で、議論すべき論点はありませんので、ここで詳細な内容は控えますが、三谷議員が私の抗議文に対し主張されたように、議員個人の見解による言動であり、その権利と責任は自分にあるということでもありますので、町民に対する事実と異なる発言やチラシへの記載による情報発信について、抗議文で少なくとも5点指摘していますので、町民には正確な情報を伝えていただくよう、しっかり責任ある行動を取っていただきたいと期待します。

最後に、三谷議員の発言や町民に配られたチラシの内容によって、町民への印象操作、刷り込み、同調圧力につながった可能性があり、職員や地域おこし協力隊の名誉のため、平穏な日常生活や円滑な隊員活動の保障のために申し上げておきます。

協力隊員は、報酬、活動費、事務所賃借料等、合わせて1年間で1人520万円程度、国がその制度に沿って全額負担をしています。先ほど町が借り上げた事務所云々という話がありましたけれども、これも全て国が負担をしています。うち報酬部分は大体年間300万円程度だと承知をしています。しかも、関東都市圏からこの大町町民となる覚悟を持って移住し、国の基準を守って大町のために懸命に活動されています。ぜひフォローしていただき

い、支援をしていただきたいと思います。

それから、本会議においても、三谷議員が委員長を務めておられる総務文教委員会において聞かれた質問に職員は守秘義務の範囲を超えないよう気を配りながらしっかり説明しており、職務義務を果たしていますので、この機会を借りて誤解のないよう申し上げておきたいと思います。

今後は、後でこのような修正等を私たちがお願いしなくていいように、町や職員個人への批判は控えていただきますようお願いをしておきたいと思います。

そして、会議規則第60条に定められているように、町民のため、町発展のため、大町町の一般事務についての一般質問をお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

職員に対するパワハラのことを今、町長はお話しされましたけど、それは、私が去年から総務文教委員長になっていますけれども、その話をされているんですか。そのときに職員に対する不当な威圧とか、何かパワハラがあったということなんですか。前の委員会のことを言われているのかと。私自身、今現時点でパワハラがあるとは到底思えません。

そして、私がパワハラがあったという形で頭を下げたということは、あのとき私は議長だったもので、そういう形がある。結局、町長が議長に対して今後注意してくださいという申出がありました。そしたら、そういう事実があったのであれば、そして、職員の方が不快な思いをされたのであれば、また、心身に対していろんな故障を及ぼすような、そういうふうな事態になったのであれば、議長として申し訳ないと頭を下げました。ちょっとよくその辺。

あと、またいろいろ見解が全然違いますので、この場でできなかつたら、それはこの後、委員会とかなんとかの場でもそういうお話を町長とやっていいかと思います。今の1点だけちょっとよく私は理解できない。

○議長（諸石重信君）

オブザーバーとして入られたときの話だと思います、総務文教で。

水川町長。

○町長（水川一哉君）

いや、そうじゃないです。多分違うと思います。

まず1点目、いつの話かということですかね。今回、三谷議員がパワハラの覚えはないと、それはそれでいいんですよ。そのおそれがあると私は言っているんですよ、可能性があると言っているんですよ。だから、したからつくるとか、しないからつくらないじゃなくて、女性議員もいらっしゃる中で、セクハラとかパワハラ、モラハラ、こういう問題がある中で、私は覚えがないからつくらないとなった議会の判断、方向性に対して私は言っている。ただ、議長は今後検討していきますということですので、それはよしとして、私が言っているのは、前回、確実にあった、本人が訴えなかった、今回は可能性があったから、2回目ですよ、つくっていただけませんかという文書を出したということなんです。よろしいでしょうか。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

ちょっと1点だけ。

私はパワハラ防止条例、つくることには別に何も反対もないんですよ。検討していいんですよ。反対する人はいるんですかね。

○議長（諸石重信君）

よろしいですかね。三谷議員。

○7番（三谷英史君）

終わります。

○議長（諸石重信君）

それでは、続きまして3番北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

3番北沢聡です。議長より登壇の許可をいただきましたので、ただいまより質問をさせていただきます。

保育士の人員確保について質問をいたします。

町内における子育て環境の充実に向けて、安心して子供を預けられる保育園であり続けられるよう、常に保育士の人員を確保できるように、新卒の方や、現在は保育園でお仕事をされていない方の復帰に向けてのサポートや援助ができないでしょうか。

現在、大町町においては移住促進や子育て支援に多くの政策を行っていますが、日常生活で共働きの多い子育て世代において保育園の存在は大変大きなものがあると思います。安心して子供を預けられる保育園があつてこそ大町町で安心して生活ができる。そのために、常に保育士の人材、人員の確保は重要な課題だと思います。他の市町において、新卒の方に対してや、現在は保育士免許を持ちながらお休みされている方で、現場に復帰をしたいと思われている方にサポートや援助をされているところもあるようです。当町においても同じような政策ができないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（諸石重信君）

子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（前山正生君）

北沢議員の御質問にお答えいたします。

現在、大町町には公立の大町保育園と民間の事業所内保育所が1か所ずつあります。保育士の人員確保につきましては全国的にも課題となっており、県内でも保育士確保に係る市町独自の取組が行われておりますが、大町保育園の保育士は、現在、正規職員12名、会計年度任用職員6名が就労されており、必要人員は確保されております。

大町保育園の保育士の給料体系につきましては、正規職員は一般職の職員として大町町職員給与条例に定める給料表に基づき、また、会計年度任用職員につきましては、大町町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に係る条例に定める給料表に基づき、給料、報酬及びボーナスなど各種手当等が支給されておりますので、町独自で新たに保育士のみに資金面での支援を行うということは考えておりません。

町内にもう一つの事業所内保育所につきましては、施設型給付費として委託料を支払っております。また、その施設の従業員枠とは別に、地域枠として3歳未満児を受け入れてもらっており、大変助かっております。

今後も大町保育園に就労してもらえるように、大学、短期大学、専門学校への訪問、ハローワークへ求人登録して人員確保に努めていきたいと思っております。

○議長（諸石重信君）

北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

ありがとうございます。

現在の大町保育園の応募状況を教えていただけますでしょうか。先ほど言われたとおり、保育士不足ということで、公立、民間問わず、なかなか人材確保が難しい状況だと伺っております。過去3年程度でもし分かりましたらお教えいただけますでしょうか。

○議長（諸石重信君）

子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（前山正生君）

ただいま北沢議員から御質問された件についてお答えいたします。

過去3年程度の求人に対する応募人数ですが、令和4年度の採用につきましては、1名程度の採用予定に対し3名の応募があり、うち2名が採用されております。令和5年度の採用につきましては、若干名の採用予定に対し3名の応募があり、うち1名が採用されております。令和6年度の採用につきましては、2名の採用予定に対し7名の応募があり、うち3名が採用されております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

ありがとうございます。

今のところ、応募に対しても十分人員が来られているようで安心をいたしました。でも、人員がなかなか足りないという状況は恐らく今後も変わらないと思います。大町保育園の今後も充実した環境に向けて努力のほうを続けていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（諸石重信君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（諸石重信君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。4番江口議員。

○４番（江口正勝君）

４番江口でございます。今日は２点、御質問させていただきます。

１番目が情報公開と知る権利と守秘義務の関連性についてです。２番目が大町温泉ひじり乃湯の利用料金と町バスの停留所設置について。この２点を御質問いたします。

最初の質問の情報公開と知る権利と守秘義務というのは漠然としたテーマかもしれませんが、どなたでも何回となく聞いたことのある言葉ですね。情報公開、知る権利、守秘義務、私自身も含めて、町民の皆様もあわせて、大体どういう内容のことなのか、また、それがどのように行政の中で機能しているのかということについて解説を賜ればありがたいというふうに思っております。

まず最初に、最近私が知り得た情報の中で、日本の報道の自由度ランキングという報告がありました。これは毎年、国境なき記者団という組織が、今年は世界180か国を対象に、どの国がどのような報道の自由度を得ているのかという報告でございます。日本の報道の自由度、これは180か国を対象にした中で70位に後退しています。一般の人は、これだけ自由にしゃべって、民主主義も確保されているんだから、まあ、10番目以内ぐらいに入っているんじゃないかと思われがちですけれども、実際の報告の中では70位、これは先進7か国、G7の中で最下位でございます。それだけ日本は自由なようで報道の自由度はあまり確保されていない。

ちなみに、自由と民主主義を標榜する世界の代表選手のように言われているアメリカは世界で55番目です。自由と民主主義というのは、まあ、アメリカといえばそういうキャッチフレーズが頭につきそうな感じですけど、アメリカでさえ55位、これはG7の中で、ケツから2番目。だから、意外と報道の自由度は、日本はもとよりアメリカでさえあまり確保されていないという報告がありました。

ちなみに、報道の自由度が高いのは、ノルウェーであるとかデンマーク、最下位には北朝鮮とか、あの辺が並びますけれどもね。

この国境なき記者団が日本の自由度の低さの要因は何かという分析について、こう述べています。政府や企業が主要メディアの運営に日常的に圧力をかけているという分析です。ええっ、そんなことあるの、政府が圧力かけてるの、企業が圧力かけてるのと——企業は分かりますわね、スポンサーですからね。大手メディアはスポンサーの広告によって成り立っている部分がありますので、大きな鋭い目を光らせているということは分かりますけれども。

私は、最近、報道の自由度で、本当に日本は自由度が落ちたなと感じたのは、つい最近、池袋で2万人規模のデモの集会がありました。これは大手メディアは一切報道していません。何の集まりだったかという、WHOのパンデミック条約に反対する集会です。政府なりの意向に反する内容だったんでしょう、多分。普通2万人も集まれば、イの一番に報道するというのが昔のメディアの在り方だったと思いますけれども、そんな規模の集会を大手メディアはほとんど報じない。一部インターネット等でそういうことが報じられて、へえ、そんなことがあったのかと思いつつ、報道の自由度ランキング世界70位に後退というのもうなずけるなという印象を持ったこの頃でございます。

翻って、地方の自治体における情報の公開、知る権利はどういう状態であるのか、取りあえず、一般質問通告書を読み上げます。

お尋ねしたい内容は、情報公開と、知る権利と、守秘義務に関する町の認識、いわゆるこれらの言葉、制度はどういうもので、本来、どういう機能を期待されているものなのかという点、それと、それに関連して、町が民間に仕事を委託する場合、方法としてプロポーザル、一般入札、あと随意契約等がありますけれども、これらについての違いと特徴を町民の皆様にも分かるような形で教えていただければと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

江口議員の御質問です。情報公開と、知る権利と、守秘義務の関連性という、町の認識はという御質問です。

まず、ここ大町町議会は、これは地方議会ですね。町の事務について質問なり、質疑なりをすることができるということになっております。先ほど三谷議員にも言いましたけれども、法令、規則、ルールを守っていただきたいということを再三申し上げてきました。この質問は、先ほど三谷議員が言われたプロポーザルの情報公開に関して、何か関連した質問のような気がしておりますけれども、まず、私たちの立場を御理解いただきたいというふうに思います。行政とは政を行々と書きます。政とは何かといいますと、法の範囲内で法を守り、公共の目的の実現のために行う政務であります。行政は、個人の感覚や私見ではなく、法の範囲内で行われます。どこからどこまでとか、どっちが優先とかいう問題ではありません。

さて、日本国どこの自治体にも、国民の知る権利を保障するため、情報公開条例があると思います。御指摘のとおりだと思いますけれども、少なくとも大町町にはあります。条例を読まれたら分かると思いますけれども、この条例に基づき、実施機関である町長が管理する情報を町民等に公開するように定められています。ただし、そこには実施機関の責務として、情報がみだりに公開されることがないよう努めなければならないとなっています。

最近では、情報管理のずさんさや身近なサービスでの情報の流出により、責任を問われるケースが多発しています。先日は、某警察本部の犯罪隠蔽工作を暴くために、情報を漏えいした前県警部長が逮捕されました。正義感あつてのことだったとは思いますが、どんな理由があろうと駄目なものは駄目ということです。

また、情報を得た町民の責務として、目的に沿って正しく使用しなければならないとなっています。

そして、公開しないことができる情報も7項目、規定されています。3月議会で職員が地方公務員法第34条に当たる守秘義務を訴えたにもかかわらず、一部の議員が情報提供を迫ったプロポーザル関連の情報については、非公開を条件に町に提出されております。

今回、このときの情報を提示しなかったことについての質問かなとちょっと思いましたが、この公開しないことができる7項目の中に、大町町情報公開条例第6条の第3項には、法人その他の団体の情報で、公開することにより、その法人などに明らかに不利益を与えると認められるもの及び第6項では、実施機関が行う交渉、入札予定価格、試験などの情報で、関係者と信頼関係、協力関係が大きく損なわれるおそれがあるものと定められており、少なくとも、この2項目に該当することから情報の提供はしておりません。

ここではっきり申し上げますけれども、本来ならば、町民の知る権利を保障する情報公開条例には、情報公開の請求をする者は請求書を提出しなければならないとなっています。それを受けて慎重に審議し、15日以内に公開するかしないかの決定をすることになっています。余談ですが、これは手数料は無料ですけれども、複写料や送料は有料となっています。これが知る権利を保障した情報公開条例の簡単な内容です。後でしっかり目を通していただきたいと思います。

以上のことにより、議員だから、あるいは、議会で自らの質問の材料にするからといって、口先で弱い立場の職員に情報の提供を迫っても職員には対応はできないということを御理解いただきたいと思います。議員は特別ではありません。まず、手続を踏んでいただきたいと思います。

思いますし、町民の皆さんと同じように対応させていただきます。

しかしながら、議会と執行部の関係は車の両輪、円滑な議会運営ができるように、議会全体で協議をし、議長の名において私に直接請求された資料は、信頼関係の下、適切、適正な目的に使用されると判断した場合は、私の責任の範囲において情報提供させていただくなど、特段の配慮をさせていただいております。

改めまして、質問要旨の1番目ですけれども、情報公開と知る権利、守秘義務に関する町の認識、どれを優先させるべきかということですが、先ほども言いましたけれども、私の法解釈について、私見での議論は一般質問のテーマに沿いません。個人で判断し、良識の中で責任ある行動をすべきだと思っております。この場で議員の個人的な法解釈と私の私見をもつての議論はするつもりはありません。そもそも不穏当、不適切発言につながる可能性がありますので、御容赦をいただきたいと思います。

それから、2番目のプロポーザルや入札などの情報公開はどうあるべきかという御質問です。一部の議員の不満と満足、そういうことではなく、全て法に従って情報を公開しています。3月議会で一部の議員が職員に守秘義務違反を強制してまで民間業者の提案の内容等の情報を出せということでした。これが、この法に触れる触れないは別です、私には理解できません。

それは、既に3名の外部審査委員を含めた8人の審査委員が、審査会の中で定められた基準に沿って厳正に評価し、点数の合計で決定したことで、そこに議員の考えが及ぶものではないと思っております。何のために固執されるのか、越権行為の可能性もあるとの疑問を持っています。これは審査会の仕事です。非公開だからこそ、よい提案が業者からあると御理解をいただきたいと思います。

もし個人的な興味等で資料が欲しいということであれば、情報公開条例に定められているように手続を踏んで申請してください。使用目的等を含め、厳正に対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

今の答弁の中で、弱い立場の職員、不穏当発言につながるとか、越権行為とかという、何

か脅しを食ったみたいなの、逆にそういう印象を持ちましたけれども、私は具体的な内容について今回の質問で聞こうとは思っていません。一般的に、情報公開と知る権利、これは対になっていますね。憲法第21条で保障されている報道の自由と知る権利、これを踏まえた中で情報公開と知る権利、これをちょっと調べたら、地方のほうが先行しているんですね。1982年、山形県の金山町で初めて情報公開制度の条例が制定されている。これはいいこっちゃということで全国に広まがって、全国の自治体でも情報公開の条例をつくると。それで、やっと20年ぐらい遅れて1999年に国が重い腰を上げて情報公開法を制定し、2001年に施行と。これは地方自治体でこういうふうに行政の透明性を確保するために情報公開制度は必要だよというような声が上がらなかったら国も動かなかったかもしれないですね。という意味で、僕は地方自治体の発言、民主主義に対する発信、これは大きな力になり得ると思います。だからこそ、あえて地方議会でお伺いしているわけなんです。全く関連性のない一般事務と言われるけれども、最終的には、一般事務に関わる大きな構造的な問題であるということを理解しなきゃいかんという思いで、あえてテーマに挙げさせてもらっています。

私がいろいろ調べた中で、理解する情報公開と知る権利、これは何を目的にしているのか、どういう機能を期待しているのかということ調べました。ぶっちゃけて言うと、情報公開によって住民の皆様がその情報を得て、この段階で知る権利の具体化が起こるわけですね。それで、今、自分のところの行政がどんな考えで、どういうことをやろうとしているのかを理解し、その情報を基に今の執行部のやり方は正しい、大いに応援しようという印象なり感想を持たれるのか、あるいは、ちょっとこれはおかしいんじゃないのという批評の気持ちを持たれるのかどうか。これはもう結果的には、間接的ながら、住民の皆様が行政のありように対する政治参加につながるといいますので、これは民主主義の確保にもなりますので、そういう意味での情報公開の意義であり、知る権利の意義であるというふうに理解するところであるので、極力、情報は公開するということでやってもらいたい。

もう一つの視点でいえば、公務員の皆さんは、いわゆる公僕というふうに言われますね。大衆、国民に対する奉仕者で、行政の役割の最大の課題は、例えば、大町町でいえば、大町町の発展と町民の皆様の福祉と利益の向上、そのために働いておられると思います。ということは、町や町民の皆様にとって利益になることをやられているのが町の職員及び執行部の皆さんだと思いますので、それはむしろ僕はPRすべき内容だと思う。大町町はこんなことをやっていますよと、町民のためにこういうこともやっていますよと、隠すものはほとんど

ないんじゃないかというのが僕の個人的な認識なんです。

ただ、プロセスにおいて、特定の個人の名前が出たりとかということは問題があるかもしれませんが、まず優先すべきことは、情報公開と知る権利を確保して、住民の皆様が間接的ながらも政治参加を果たし、町民の意向を町政に反映させる、これが僕は情報公開と知る権利の大いなる意義であり、目的だと思っています。

ただ、条件があって、町長も先ほど述べられましたけれども、守秘義務があると、これは僕もそれなりに分かっています。地方公務員法第34条第1項、地方議員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務を負っていると。これは調べてみると、職務上知ることとなった秘密の全てが保護の対象というから、結局、何も聞けないということになっちゃうんですよね。

だから、どちらの制度、概念を優先させるかというテーマがあるので、私はあえて情報公開と知る権利と守秘義務のどれを優先させるかというふうな質問をさせていただいたところでございます。

関連質問として、プロポーザルと入札と随意契約の違い、特性を教えてくださいということだったんですが、簡単でよろしいです。大体御存じの町民の方もいらっしゃいますけれども、最近よく出てくるプロポーザルとは何なのか、入札とはどう違うの、あと随意契約とはどういうことなのと、それぞれの特徴と関連する課題等があれば、ちょっとお聞かせ願いたいです。お願いします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（吉村秀彦君）

御質問にお答えします。

入札の方法等に関する部分だと思っております。入札の契約については、原則として一般競争入札であります。指名競争入札、随意契約というように、いずれかの方法を選択しながら契約事務を行っているところでございます。

簡単に言いますと、一般競争入札については、公募により価格を競争させて、最低額を提示した者と契約を進めていくという、価格競争によって相手側を決定する方法であります。また、公募に一定の条件をつけて、相手側を条件で限定する条件付一般競争入札という方法もございます。

次に、指名競争入札ですけど、一般競争入札とは異なり、競争に関わる者を指名して価格を競争させることで相手側を決定していく方法でございます。

随意契約については、競争の方法によらないで任意に特定の相手側を選択して締結していく方法でございます。ただし、この場合は業務の内容等を適切に判断し、地方自治法施行令の規定に該当することで初めて契約方法として採択できるものであります。

プロポーザル方式もこの随意契約でございます。仕様内容を民間のアイデア等を提案してもらい、最適な提案を行った相手側と随意契約するということになっております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○４番（江口正勝君）

概略は、プロポーザルと入札制度と随意契約の違いは分かりましたけれども、たしか随意契約は100万円ちょっとぐらいの金額が設定されていますよね。これはどうやって随意契約するんですか。過去の実績を踏まえて、この業者の方がこの分野については特段の技術を持っているとか、そういうことがあってのことですか。それとも、もう決まっているのかな、どうなんでしょう。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（吉村秀彦君）

随意契約については、地方自治法施行令の第167条の２第１項第１号から第９号までとなっております。おっしゃる部分については、少額の契約については、例えば、工事請負費でしたら130万円以下の分については随意契約できますよということで、そこで見積りを出していただいて、一番安いところと行うものでございます。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○４番（江口正勝君）

ありがとうございました。

130万円以下が随意契約ということで、特に既得権益が発生していないかというようなことは聞いてもなかなか答えられないと思いますけれども。

この問題の締めくくりとして、もう一つ、町側の対応をちょっとお伺いしたいんですが、町長がいろいろ情報公開とか守秘義務とかは法律に基づいてやっているんだという説明がありましたけれども、これは自治体によって対応が違うんですね。同じ日本国の法律の下にいろんな地方の行政が行われていると思いきけれども、自治体によっては、例えば、プロポーザルの結果なんか点数まで公表しているところもあるんですよ。同じ法律の下でやってるところで、これは公開しないというのが前提だから公開しないという自治体もあれば、できるだけ行政の透明性を確保するために必要だと思われるから公開しているところもある。法律は一緒なんだけど、この違いというのは自治体の首長の恣意的な判断で、これは出す、これは出さないと。同じテーマですよ、同じプロポーザルの結果発表をしても、公開するところと公開しない自治体がある、この違いをちょっと教えてください。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

大町町は、先ほども申し上げましたとおり、法に沿って公表をしています。それぞれの自治体の内容が違うのは、それぞれの自治体に任されているからということです。手数料や公営住宅の家賃、あるいは税などもそうだと思いますし、自治体が全ての事業で同じでなければならないという、先ほど法と言われましたけれども、そういう法はありませんので、そこそこで今までの歴史もありましょうし、地域の事情もありましょう。そういうことを勘案して、それぞれの自治体で決めてされているというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○４番（江口正勝君）

ありがとうございました。

もうちょっと聞きたいこととか言いたいことはあるんですが、第２問目がありますので、次の質問に移らせていただきます。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○４番（江口正勝君）

第２問目の質問でございます。

大町温泉ひじり乃湯の利用料金と町バスの停留所設置についてという質問でございます。

ちょっと趣意書を読み上げます。

温泉の利用料金は適正か、小城市の健康スポーツセンター「アイル」との比較。2番目、高齢者に優しい町の福祉政策の一環として、高齢者の利用料金を値下げしてほしい。3番目、温泉を町バスの巡回コースに組み入れてほしいという利用者の声がある。

あと、聞き取りのときにちょっとお話ししましたがけれども、足湯を造ってもらえないだろうかという声もあります。温泉に入るには1時間、2時間かかりますけれども、足湯ぐらいだったら10分、15分で済むから、足湯を何とか造ってもらえないかという意見があります。

あとは質疑応答で細かいことは聞きますけれども、以上の質問について御回答よろしくお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

ちょっと具体的にお話ししますけれども、ひじり乃湯の入浴料につきましては、一般が800円ということで、会員になると700円となっております。また、会員に登録することで、1組11枚つづりを7,000円で購入できるということで1枚当たり636円ということになります。町では、町民の福祉の向上と健康増進等を目的に、町民負担の軽減や利用促進のために町民向けに10枚つづりの優待券を4,500円で販売しております。これは、1枚当たり450円ということになります。

しかし、近年の物価や燃料代、人件費が高騰していることから、ひじり乃湯からは見直しの相談があっているのが実情です。

ただ、先方様の御厚意、配慮や、町も応分の負担をするということにより覚書を締結して、来年3月まではそのまま販売していただくことにしております。何分、このひじり乃湯は町民の癒やし、交流の場として町が誘致をした企業ではありますがけれども、営利を目的とした民間の企業であることは御理解いただきたいというふうに思います。町営ではないということですね。利益を無視した営業を町が強要しては営業自体に負担がかかり、何のための誘致か、そのような意味からしても本末転倒であります。思いは分かりますけれども、町が経営に、それこそ介入、干渉することはいかかなものかと思いますが、町民の皆さんの利用促進をしている中で、いつも御利用いただく高齢者の皆様にとっては負担も大きいということ

は承知をしておりますので、来年３月で覚書期間も切れることから、改めて高齢者の皆さんの健康増進と生きがいがづくりの一環として、先方様との協議の場を設けていきたいと思っております。

そして、現行のサービスについてはまだ知らない方もいらっしゃるかも知れませんので、広報等を通じて、さらにお知らせをしていきたいと考えております。

足湯については、ちょっと今、初めてお聞きしました。家族湯とかホテル機能などいろいろ要望がありますけれども、その辺については、今後どういうふうにできるのかどうか、先方様とお話をさせていただきたいというふうに思います。

町バスについては、課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

引き続きお答えいたします。

町バスにつきましては、持続可能な公共交通として、ＪＲや路線バス、タクシーなどとの接続と共存を考えながら、自動車の免許を持たない方や自由に運転することができない高齢者など、町内での移動が制約される方に対する日々の移動手段について確保することを目的としております。

現在設置している町バスの停留所やルートなどについては、導入時に町民アンケートや停留所となる地元の方々の意見を伺い、議員も委員を務めていただいている大町町地域公共交通会議で慎重な議論を行い、承認をいただき、各種手続、許認可を経て現在の形となっております。

温泉を町バスの巡回コースに組み入れてほしいという利用者の声があるとの御質問ですが、停留所の移設や増設、ルート変更を行う場合、複雑な手続があり、事業者との設置場所の協議や設置後のルール等の決定、民地であっても運輸支局に提出する書類として必須である警察署と停留所への進入や設置場所の確認協議、設置後のトラブル防止やルールの明確化のため、設置場所事業所との覚書による締結、敷地内に停留所の設置、バスの運行、回転を行う場合は承諾書を取ることが必須となっております。

時刻表の見直し、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の許認可申請、公共交通会議での変更承認、陸運支局への関係書類の提出など、運行開始するまでには相当の期間を要する

こととなりますので、まずは地域公共交通会議で提案し、協議をお願いしたいと考えております。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○４番（江口正勝君）

どうもありがとうございました。

単純に、これは温泉のほうから、ちょうど高砂公民分館のところに町バスの停留所があって、それがあから近いからということなんだろうけれども、登り口が結構坂道になっているんですよ。あれが大変だという利用者の方からの声があって、それで管理者の方も、ぜひ停留所をつくって巡回コースに入れてくれという要望があったので、今聞いて、複雑な手続が必要と言われてびっくりしました。１個だけ停留所をぽんとつけて、温泉経由でやれば済むんじゃないのと素人考えでは思いますけれども、ただ、そういう要望があるということだけは頭に入れて、私もたまたま公共交通の委員をやっていますので、そのときに改めて提案させていただきます。

それと、さきに町長の答弁の中で10枚つづり4,500円の販売、これは私も知らなかった。町民の方も知らない方がかなりいらっしゃる。この大町温泉のパンフレットの裏に料金表があって、一般800円、会員700円と、これは祐徳温泉のどこでも利用できる会員の料金が700円であって、アイルなんかプールも利用して温泉も入って520円はめちゃ安いなと。アイルへ行って聞いてきましたよ。あれも一般指定管理業者が入っていると。直営かと思ったらそうじゃないらしいんですよ。だから、指定管理業者で小城からお金ももらっていますから、それでこの料金が設定できているんですよ。520円の設定は条例で定められています。大がかりなことになっているんだなと思いました。700円だったら高過ぎると。私が調べたところによると、１日大体200人から300人が利用していると、年間10万人ぐらい利用しているらしいですよ、大町温泉。その利用者の過半数が高齢者ということで、例えば、700円だったら５回入っただけで3,500円と。べらぼうに高過ぎて、昔の炭鉱風呂じゃないけど、無料で入れた時期と比べると大変な負担だなというふうに感じたので、あえてこの料金について問いたださせていただきました。

その後に、いや、１回450円で入れる券がありますよと聞いて、聞き取りのときに、それをもっとPRしたらどうですかと聞いたら、案の定、６月の町報でしっかりPRしてありま

した。大町インフォメーション、大町温泉ひじり乃湯限定町民割引券の販売について、町民であるという身分証明書を提示すれば、誰でも1回450円で利用できる、大分安値感が出てきたなという感じで一安心しましたけれども、これは全町民が対象で、私は高齢者に優しい大町町を目指している一人なんです。だから、さらに思い切って、65歳以上か何歳か知らんけど、高齢者についてはさらに100円引きで350円、一般会員の700円の半分にしたら、かなり親近感が増えるし、利用頻度が上がる。

さきの議会のときには、後期高齢者の医療費を無料にしろとか、軽減しろとか言ったら、1億数千万円負担がありますよということで断られたけど、ざっくり計算したら、この温泉の高齢者に対しての100円負担は五、六百万円で済むんですよ。これはやっぱり高齢者の福祉政策の一環として、ぜひ取り組んでほしいと思っています。そしたら、月に二、三回行っているのが月に五、六回に増える可能性もありますからね。

これは3月で450円が終わると、その後も引き続き交渉をするということなので、その際に、高齢者については100円引きで350円でやれないかと、もちろん町の負担になると思いますが、その提案をしていただきたい。そうしたら高齢者の人が喜ぶですよ。たかが100円、されど100円ですよ。ほとんどが年金生活者なんだから。ただ、民間企業だからあんまり干渉はできないという部分もあるかもしれないけれども、土地を提供し、いろんな意味で資金援助もしてきている中ですから、それは町民の要望だから高齢者1回350円、停留所もちゃんとつくって、町バスがドア・ツー・ドアで迎えにきてくれますよと、その2点だけ要望したいと思います。

それと最後に、通告ではちょっと言えなかったんですけども、最近、町内でも話題になってるんですよね、人口減歯止め施策強化をと。消滅可能性がある県内自治体到大町町が入ったんですよね。

○議長（諸石重信君）

関連の御質問でしょうか。

○4番（江口正勝君）

関連じゃない。

○議長（諸石重信君）

そしたら、ちょっとテーマと逸れておりますので。

○4番（江口正勝君）

ただ、こういうふうな指定をされたことに対する町長の認識と御見解を一言。加えて、今後どういう対応策を考えているとかがあれば。なければならないでいいです。

○議長（諸石重信君）

いや、なければならないではなくて、ちょっとそういうのはテーマにも含まれておりませんし、今、唐突の云々ですから、またそれは改めて。

○４番（江口正勝君）

このぐらい答えられるし、また、認識を持ってなきゃおかしいでしょう。

○議長（諸石重信君）

ちょっと、このくらいというよりも、やっぱりテーマ的に非常に大きいものですので、それは御自覚いただきたいと思います。（「できないものはできない。先ほどからルールを守ってください」と呼ぶ者あり）

○４番（江口正勝君）

９月に——この問題に対しては大分熱が冷めるけど——分かりました。これからはできる限りルールを守って、ただ、町民の方々の民意を反映させるという気持ちのほうが先ですから、それを勘案しながらやりますので。

どうもありがとうございました。

○議長（諸石重信君）

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前11時55分 延会